

税

市・府民税

【申告は3月15日(水)まで】

申告期限が近づくと申告会場が混雑し、長時間お待ちいただくなど、ご迷惑をおかけすることがあります。申告はできるだけ早めに済ませてください。

なお、住民税の住宅ローン控除の申告は原則不要ですが、次の場合は税務署で確定申告が必要です。

- 平成28年中に入居し初めて住宅ローン控除の適用を受ける
- 年末調整が済んでいない
- 年末調整の給与所得以外に所得がある
- 医療費控除など控除内容の変更がある

申告・問合先

- 市・府民税：税務課
- 所得税の確定申告：泉佐野税務署（☎462-3471）

軽自動車税

【廃車手続きは3月31日(金)まで】

3月下旬は、登録・廃車手続きが最も集中します。混雑緩和

のため、できるだけ早く済ませましょう。

| 種類 | 申請・問合先 |
|--|--|
| 原動機付自転車(125ccまで)、小型特殊自動車(フォークリフトなど)、ミニカー | 税務課 |
| 軽二輪(125ccを超え250ccまで)・小型二輪(250ccを超えるもの)の小型自動車 | 近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地) ☎050-5540-2060 |
| 軽四輪・軽三輪自動車 | 軽自動車検査協会 大阪 主管事務所和泉支所 (堺市西区山田2丁190番3号) ☎050-3816-1842 |

【平成29年度軽自動車税の減免】

身体などに障害を有する人が所有している、または生計を同じくする人が、その人のために使用している軽自動車や普通自動車については、軽自動車税などを減免する制度があります。この制度は、障害を有する人たちの社会参加に役立てるためのもので、

※減免は普通自動車、軽自動車などのうちいずれか1台のみ。また、減免申請に必要な書類や条件は多少異なります。詳しくは問い合わせてください。

申請期間

3月1日(水)～5月31日(水)

必要なもの 印鑑、身体障害者

手帳、運転免許証など

※平成28年度に減免を受けた人に申請書を送付します。状況に変化がない場合は、申請書の提出のみで手続きが可能です。

番号法施行に伴い、申請書に申請者の住所、氏名などの記載に加えて「個人番号」(マイナンバー)の記載が必要となります。

申請・問合先

- 軽自動車：税務課
- 普通自動車：泉南府税事務所（☎439-3601）

固定資産税

【固定資産課税台帳の縦覧】

自分の土地や家屋の評価を他と比較するため、縦覧帳簿を見ることが出来ます。

- 土地の納税者：土地の縦覧帳簿（所在地、地目、地積、評価額）
- 家屋の納税者：家屋の縦覧帳簿（所在地、種類、構造、床面積、評価額）

日時 4月3日(月)～5月31日(水)
の市役所開庁時間内

必要なもの 本人確認のできる書類、前年度の納税通知書

【固定資産課税台帳の閲覧】

納税義務者、借地・借家人は、対象資産の課税内容を閲覧でき

ます。

日時 市役所開庁時間内

必要なもの 本人確認のできる書類、借地・借家関係などがわかる書類

手数料 納税義務者は無料、それ以外は1件400円

※いづれも代理人の場合は委任状も必要（法人の場合は会社印でも可）

場所・問合先 税務課

市税の納付は

便利な口座振替で

忙しい人や不在がちな人にも便利な口座振替をご利用ください。

～申込は簡単です～

預貯金の通帳と届出印鑑を持参し市内の各金融機関の窓口にて申込をしてください。また、税務課窓口でも、専用端末を利用

用し、キャッシュカードにて口座振替申込手続きができます。(大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫を除く。一部取り扱いできないカードがあります。)3月17日(金)までに申し込むと新年度当初分から取り扱いき、翌年度から毎年、自動的に継続します。

【市税の納め忘れは

ありませんか】

平成28年度の市税の納期限は、既に終了しています。未納があると、本来納めるべき税額のほか延滞金などを合わせて納めていただくことになり、遅れるほどその金額も加算されていきます。なお未納が続くと財産調査の上、差押することにもなりかねません。今一度、納付のご確認をお願いします。

問合先 税務課

税務署からのお知らせ

問合先 泉佐野税務署
☎462-3471

平成28年分の 確定申告・納税

【申告相談および納税の期限】

- 所得税および復興特別所得税・贈与税…3月15日(水)まで
- 個人事業者の消費税および地方消費税…3月31日(金)まで

※申告相談受付は午後4時までです。申告書の提出後、納税の期限までに納付してください。

【振替納税による振替日】

- 所得税および復興特別所得税・贈与税…4月20日(木)
- 個人事業者の消費税および地方消費税…4月25日(火)

※振替納税をご利用の人は、事前に預貯金残高をご確認ください。